

第1回赤穂市特別職報酬等審議会会議録

- 1 日 時 令和5年7月27日(木) 15:30~17:10
- 2 場 所 赤穂市役所6階 大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委 員 矢野 英樹、目木 敏彦、井上 昭彦、林 雄一朗、眞殿 としみ、加藤 明、永安 弘、花房 賢司、高田 万紀子、大田 美千代
 - (2) 事務局 牟禮市長、岸本総務部長、末井人事課長、庵原人事係長、木村主査
- 4 会議の概要
 - (1) 開 会
 - (2) 市長あいさつ
 - (3) 委員等紹介
 - (4) 会長の互選について
 - (5) 会長職務代理者の指名について
 - (6) 特別職の報酬について(諮問)
 - (7) その他
 - (8) 閉 会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第1回赤穂市特別職報酬等審議会を開催いたします。

会長が選任されますまでの間、事務局の方で進行をさせていただきたいと思えます。

私は、人事課長の末井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、10名の委員のみなさん全員の出席をいただいておりますが、会議に入ります前に、この会議の公開、非公開と、会議録の開示、非開示の取り扱いについて、ご決定をいただきたいと思います。

一般的に、このような審議会につきましては、市民参加の観点から原則公開としております。また、会議録につきましては、発言者が特定される部分は非開示として、それ以外の部分については、開示するという取り扱いが定着しておりますが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ご了解をいただきましたので、そのようにさせていただきます。

本日は、1名の方から傍聴の申し出を受けておりますので、ただ今からご入場いただきます。しばらくお待ちください。

それでは、開会にあたりまして、牟禮市長からご挨拶を申しあげます。

牟禮市長

本日は大変お忙しい中、また、大変お暑い中にもかかわらず、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、平素より、市政各般にわたり、それぞれのお立場でご協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

また、この度は、本市特別職の報酬等に関するご審議をお願いしましたところ、公募委員のお二方をはじめ、快くお引き受けいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

さて、わが国を見ても、ウィズコロナの下、目まぐるしく社会経済情勢は変化し、行政が取り組むべき課題も複雑化・多様化している現状でございます。本市におきましても、市税など一般財源収入全体で伸びが期待できないため、依然として当初予算編成では基金を取り崩さざるを得ない厳しい財政環境にあります。このため、新たに第9次赤穂市行政改革大綱を策定し、多様化する財政需要に対応し、人口減少が進む中でも持続可能な行財政運営を確立するため、市民サービスの向上と健全な財政運営に取り組んでいるところでございます。

本市特別職の報酬等につきましては、前回の平成30年の際は、据え置きの方針をいただいております。前々回の平成25年度には見直しの方針をいただき、現在に至っている状況でございます。この間、本市を取り巻く環境も大きく変化しているところであり、特別職の報酬等につきましても、その状況などを見極めたうえで、市民の十分なお理解と支持が得られるよう、適切な額について検討する必要があります。

今回の審議会におきましては、議員報酬と市長・副市長・教育長の給料の額につきまして、ご審議をいただきたく考えておりますので、皆様のご意見をとりまとめたいただき、答申をいただければ幸いに存じます。

終わりになりますが、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、何かとお手を煩わすこととなりますが、何卒、慎重にご審議をいただき、適切なお判断をいただきますようお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

事務局

それでは、お手元のレジュメに従いまして議事を進行させていただきます。3の委員等紹介であります。

このたび委員にご就任いただきました皆様をご紹介させていただきたいと思っております。配布いたしております「委員名簿」をご覧いただきたいと思っております。

この名簿の順に従い、こちらからお名前をお呼びしますので、申し訳あ

りませんが、その場でご起立のうえ、一言自己紹介をお願いいたします

(審議会委員を紹介)

事務局 続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員自己紹介)

それでは、議事に入りたいと思います。

はじめに、会長の互選についてでございます。

会長につきましては、お配りしております赤穂市特別職報酬等審議会条例の第4条第1項の規定によりまして、委員の互選によることとなっておりますので、ご意見をいただければと思います。

委員 今まではどのようにされていきましたか。事務局の方で、選出方法などがあればお願いします。

事務局 会長につきましては、これまで学識経験者の中から選出されております。

委員 では、前回も会長をしていただいた関西福祉大学の加藤委員さんが適任だと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 ただ今、加藤委員さんにとのご発言がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、加藤委員さんに会長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、前の会長席へお願いいたします。

それでは加藤会長、一言ご挨拶をお願いできますでしょうか。

会長 先ほど市長さんからのあいさつにもありましたが、大変な重責であります。皆様のご協力のもと、十分に審議し、来年度の予算編成に間に合うように答申をしたいと思っております。どうぞ、ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、慣例によりまして、ここからは加藤会長の議事進行でお願いいたします。

- 会長 それでは、議事進行をさせていただきます。
 あらかじめ報道関係の方に申し上げておきますが、写真撮影につきましては、この後、市長より諮問を受けるところまでとさせていただきますのでよろしくをお願いします。
 まず、会長職務代理者の指名について事務局より説明願います。
- 事務局 赤穂市特別職報酬等審議会条例第4条第3項の規定によりまして、職務代理者については、会長が指名することとなっておりますので、会長よりご指名をお願いいたします。
- 会長 それでは、会長職務代理者に、自治会連合会代表の矢野委員さんをお願いしたいと思います。矢野委員さん恐れ入りますが、前の席へお願いします。
- 委員 会長のご指名でございますので、微力ではありますが精一杯つとめたいと思います。みなさま、ご協力の程よろしくをお願いします。
- 事務局 それでは、続いて市長より会長へ諮問させていただきます。

 (市長から加藤会長へ諮問書を朗読及び手渡し)
- 会長 ただ今、市長から特別職の報酬等につきまして諮問を受けました。
 諮問の内容等について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 申し訳ありませんが、説明の前に、市長は他の公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。
- 牟禮市長 皆さま方どうぞよろしくをお願いいたします。失礼します。
- 事務局 それでは、お手元に諮問書の写しをお配りしておりますが、先ほど市長自ら諮問書を朗読いただきましたので、内容につきまして、抜粋して説明させていただきたいと思います。

 (諮問書説明)
- 会長 ただ今、諮問の説明がありましたが、本審議会として意見を答申することよろしいですか。

(異議なし)

それでは、答申することに決定いたします。

次に、その他ということで、配布資料について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、事前に配布しておりましたA3横の審議会資料の説明をさせていただきます。お手元資料の1ページをお願いいたします。

資料1としまして、前回、平成30年12月11日付で当審議会から市長あてに提出した答申書の写しであります。

1の給料及び報酬の額についてであります。

前回の審議会では、市の財政状況、経済情勢、他市の改定状況、一般職の給料改定状況を参考にしながら、市民感情なども踏まえ総合的に検討し、据置きとの答申をいただいたものであります。

次に、2の期末手当の支給月数についてであります。

6月と12月に支給されるいわゆるボーナスですが、従来どおり人事院勧告による一般職の支給月数に準じることが適当であるとの答申をいただいております。

続きまして、3ページ、資料2特別職報酬等の改定経緯をご覧ください。

市長・副市長・教育長の三役と、議長・副議長・議員について、それぞれ平成3年4月1日から前回の平成26年4月1日までの報酬等の改定経緯を記載しております。

この表の見方ではありますが、市長を例にとりますと、平成3年4月1日現在の給料月額が880,000円とありますが、これは改定前と比較して7.3%、額にして60,000円アップの880,000円になったということです。

平成16年4月1日にはマイナス改定となっておりますが、当時は国の三位一体改革によって地方交付税の削減などで財政状況が悪化しており、一般職の給与についても減額改定が行われていたものです。

また、平成21年4月1日の改定は、報酬月額を改定するのではなく、期末手当でマイナス分を調整したものであります。

平成26年4月1日の改定は、期末手当を改定するのではなく、給料月額で調整することとし、さらに一般職の給料改定状況等を勘案し、マイナス改定が行われたものであります。

続きまして4ページ、資料3人事院勧告及び赤穂市の給与改定状況であります。

一般職員の給与につきましては、官民較差を是正することを原則とした

人事院勧告に基づきまして、給料なり、各種制度などの改正を行っています。

この表の一番左側に、平成23年度から令和4年度までの人事院による月例給やボーナスの年間月数などの勧告内容を記載させていただき、次の赤穂市の支給状況の欄で、その勧告に基づく一般職員の月例給やボーナスの改定状況と、また参考としまして国家公務員との給料比較となります。ラスパイレス指数や、職員数の状況を記載させていただいております。

また、次の欄では、市長等の三役と議員のボーナスの支給状況を記載させていただいておりますが、25年度の答申後、26年度からも職員の支給割合に準じて改正をしております。

続きまして5ページ、資料4特別職の退職手当についてであります。

今回の諮問には退職手当は入っておりませんが、前々回の審議会で、退職手当の支給割合は、兵庫県市町村職員退職手当組合の支給割合に準じることとなりました。この答申に基づきまして、平成26年4月1日から兵庫県の退職手当組合と同率とするための改正を行い、さらに平成28年4月に、退職手当組合の減額改正に合わせて赤穂市でも減額を行っております。この退職手当につきましては、今後も職員退職手当組合に準じて改正をしていきたいと考えております。

続きまして6ページ、資料5をご覧ください。

参考データとしまして、各特別職の4年間の、教育長は3年間の任期中の総収入額を試算した表です。

これにつきましては、給料等の自主減額等は反映させず、条例本則のままの額でもって試算しております。実際には、現在、市長は15%、副市長と教育長は5%の給与カットを行っておりますので、これより低い金額となります。

続きまして7ページ、資料6をご覧ください。

市長・副市長・教育長の給料と、一般職のうち行政職の部長で最も給与が高い職員を比較したものであります。

ちなみに、最高給の部長は同一人物ではありませんので、欄外に記載しております給与改定率プラス3.23%は、単純比較できませんのであくまで参考としてご注意をいただきたいと思っております。

この表からは、特別職である教育長の給料と、最高給の一般職員の給与を比較し、教育長の給料は、少なくとも職員よりも高い給料額に設定する必要があるとの考えが以前からありますので、そのあたりの金額が横並びで確認できるように作成したものであります。

次に8ページ、資料7は部長級・課長級の平均給料月額を一覧にしたものです。

この表は、前回改定時の平成30年4月1日と、現時点、令和5年4月

1日の部長級・課長級の管理職の平均給料月額を比較したものであります。結論から言いますと、平成30年4月と比較して、令和5年4月の給料は0.95%の増となっております。

ただ、令和5年4月1日の給料は、令和5年度の人事院勧告がまだ出ておりません。改定の有無も含めて未定でありますので、こちらの表の数値は人事院勧告が含まれておりません。

次に9ページ、資料8県下29市の特別職報酬等の状況（その1）としまして、29市の三役の給料と議員報酬の状況について、条例上の金額を調査したものを掲載しております。

令和5年4月1日現在の人口や面積、議員数を基本情報として記載させていただき、続けて、三役、議員について、現行の報酬や、その改定期期も合わせて掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

次に10ページ、資料9をご覧ください。県下29市の特別職報酬等の状況（その2）としまして、市長・副市長・教育長の給料・期末手当におけます自主減額の状況を掲記しております。

ちなみに、赤穂市においては5月から来年3月までの11ヶ月間、市長15%、副市長・教育長は5%の給料減額を実施していることを示しています。

次に11ページ、資料10をご覧ください。こちらは、県下29市の特別職報酬等の状況（その3）としまして、先の資料9と同様の考え方で、議長・副議長・議員の報酬・期末手当におけます自主減額の状況を掲記しております。

続きまして12ページ、資料11をご覧ください。

類似団体の特別職報酬等の状況（その1）としまして、赤穂市と人口規模や産業構造などが類似する団体について、県内と、県外の一部の団体になりますが、それら類似団体の三役の給料と議員報酬の状況について、その条例上の金額を調査したものを掲載しております。

なお、兵庫県内の自治体については、次の資料12と合わせて、資料8から資料10の再掲という形になっています。

次の13ページ、資料12類似団体の特別職報酬等の状況（その2）としまして、市長・副市長・教育長の給料・期末手当におけます自主減額の状況を掲記しております。

次に14ページ、資料13をご覧ください。兵庫県下29市の特別職報酬等改定の状況を一覧にし、直近の審議会の開催状況及び今後の開催見込みについてまとめております。

昨年度に給料と報酬額について審議会を開催した自治体4市では、全てが据え置きという結論となっているようであります。ご参考にしていただ

ければと思います。

次に15・16ページ、資料14をご覧ください。

令和3年度の県下29市12町の決算状況の一覧を掲記しておりますが、ご参考にしていただければと思います。

次に17ページ、資料15をご覧ください。

赤穂市の財政状況の推移をまとめておりますが、概略をご説明申し上げます。

上の表は、平成29年度から令和3年度までの間の、歳入総額を含む主要な項目の推移になります。前回の審議会は平成30年度に開催されたので、その前年度の平成29年度を基準にした割合について、比較欄で示しています。

全体的には、多くの項目において比較割合が100%以上ですので、決算規模が大きくなっていることを示しています。

個別の項目につきましては、左端から、歳入総額については、その年度の事業内容に応じて国県補助金等により増減が大きくなる場合があります。

そのため、歳入総額のうち、毎年経常的に収入され用途の特定がないものを、経常一般財源として示しており、こちらで比較しますと111.7%の伸びとなっております。

次に、市税は84億円から81億円程度で推移し、比較96.1%となっております。

次の歳出総額、市の貯金である基金は増加傾向にありますが、市の借金である地方債現在高等については、微減で推移している状況であることを示しています。

次の、3つの比率についてですが、

経常収支比率は、人件費など経常的な支出に対する経常一般財源の割合になっています。この比率は上昇していますが、これは自由に使える収入の割合が減少し、100に近くなるほど、財政の硬直化が進み、自由に使える財源が少なくなることを示しています。

これまでは、普通会計についての項目になりますが、次の将来負担比率、実質公債費比率につきましては、普通会計、上下水道事業、病院事業など、全ての会計を含めてトータルでの財政の健全度を判断する指標になります。

将来負担比率につきましては、借入金残高等の負債が財政規模に対してどの程度かを表すもので、この値が高いほど将来的な負担が大きいことを示しています。依然として高い数値ではありますが、令和3年度では、前年度から18.1%減少しています。

次の実質公債費比率については、各年度における実質的な公債費、借金

の返済金のことですがこの割合になっており、この値についても、高いほど財政の弾力性が低下していることを示していますが、ほぼ横ばい状況であることを示しています。

続きまして、下欄の表についてですが、県内類似団体の令和3年度の状況を抜粋して表しておりますので、こちらは参考にご覧ください。

最後に、18ページ、資料16としまして、市職員の給与等の実態ということで、毎年広報等で公表しております赤穂市人事行政の運営等の状況を参考に添付させていただいております。

以上、事務局からの資料説明を終わらせていただきます。

会長 事務局の方から資料の説明をいただきましたが、何かご質問はありませんか。

委員 半分以上理解できておりませんが、質問としては人事院勧告という制度について、もう一度詳しく説明していただければよろしいでしょうか。

会長 では、人事院勧告についても一度事務局より説明をお願いします。

事務局 4ページ資料3をご覧ください。人事院勧告につきましては、毎年度、人事院が国家公務員と民間企業の給与の比較調査を行っております。民間の4月分の給与の調査をしており、約1万2千事業所、約45万人程度を対象に比較調査を行っております。その調査には、民間の直近1年間のボーナスも含まれております。例年ですと、8月10日前後に人事院勧告がされており、民間給与と国家公務員の給与の格差がどれくらいあるのかという調査をしております。その調査結果に基づいて、給与等の改定を行っているところであります。

令和4年度は、月例給について全体で約0.3%の引き上げでした。令和2年度、3年度については、コロナ渦で民間企業も業績が悪化していることもあり、月例給の改定はありませんでした。また、ボーナスについては、2年度、3年度は引き下げ勧告が行われました。ただ、令和4年度については、月例給とともにボーナスは0.1月分の引き上げでありました。

また、都道府県や政令指定都市は独自で人事委員会が設置されております。これらは、独自に民間企業との給与の比較調査しておりますが、赤穂市のような小規模の自治体は、国の人事院勧告に準拠して給与を改定しているというのが実情です。

会長 8月の半ばくらいですか。

事務局 例年ですと、8月10日前後です。現時点で、定かではありませんが、一部報道によりますと、2年連続で月例給及びボーナスの引き上げの公算が大きいということをございます。ただ、引き上げ率などは未定であります。

委員 人事院勧告ですが、現在、国をあげて賃上げということで、企業についても3%から4%の賃上げが求められている状況です。審議会で検討する特別職の給与の改定が、赤穂市の一般職の賃上げに影響を与えることはないということよろしいでしょうか。

事務局 一般職員の給与については、人事院勧告に準拠して決めさせていただいております。今回、特別職の報酬の改定があったとしても一般職員に影響があるということをございません。

委員 仕事量や責任に違いがあるとは思いますが、一般職より特別職の方が給料が高くないといけないのでしょうか。民間企業の場合、役職付きのかたよりも一般社員の方が高くなることもありえます。

事務局 各自治体の一般職員の最高給である部長級と教育長、副市長の給料の差がどれくらいあるのかという調査は実施しておりませんが、特別職は一般職の平常の勤務時間以外にも公務がございますし、やはり職責に応じた給料ということで、今までも考えてきております。

委員 市役所は残業手当がつかないと聞いたことがありますが、そのようなことはないのでしょうか。

事務局 7ページ資料6になりますが、残業手当を含めた給与額は、例えば、係長級の職員で多くの残業をすれば最高級の部長の給与額は超える場合もあります。したがって、最高給の部長の給与額が、一般職の最高の給与額ではありません。資料は、あくまで決まった額を記載しております。部長、課長級になれば残業手当はありませんが、一般職員については時間外勤務手当を支給しております。時間外勤務手当については、年度を通じてイレギュラーな部分もありますので、そこは外してお考えいただきたいと思えます。

委員 財政状況はだんだんと緊迫しているのでしょうか。

事務局 財政状況については、来年度以降、新学校給食センターや美化センター

の改修が本格化いたします。そうすると、これらに要する事業費も大きいことから、貯金を取り崩して市政運営をしていくという傾向が強いという状況です。そうした厳しい状況ではあります。そのような状況も踏まえて、ご審議いただければと思います。

委員 17ページ資料15の赤穂市の財政推移です。将来負担比率が100%というのは、歳入総額と同じくらい将来負担しないといけないという意味ですか。

事務局 将来負担比率は国の計算式に沿って算出する指標であります。計算式の分母がその団体が想定しうる標準的な収入である標準財政規模になります。分子がその団体もっているすべての負債となります。例えば、図書館の建設にかかる借入金や下水道事業で管を敷設した時の建設費や病院の建設にかかる借入金などになります。それらを組み合わせて比率を算出します。将来負担比率は、国が団体の財政状況に対して、イエローカードやレッドカードを出す比率であり、350%がラインとなります。

しかしながら、赤穂市の92.8%は100%を下回っておりますが、県内の他市町と比べても非常に高い比率です。赤穂市としては、必要な投資にお金をかけて、計画的に償還しているということです。

委員 要するに収入、給料と同じくらい借金があってそれを少しずつ返しているという意味合いですか。

事務局 家計で例えると、住宅ローンに対してどれだけ給料の割合があるのかと考えていただければと思います。

委員 350%までは破産がないということですね。

事務局 そうです。

委員 現在、市長をはじめ自主的減額措置を行っておりますが、その減額率を考慮した上で、現行の報酬が決定されているのでしょうか。減額を続けている間は、引き下げという話になりにくいのではないのでしょうか。

事務局 1ページの前回の答申をご覧ください。協議については「条例で規定する額で行うことを基本としたと上」ということでございます。今回につきましても、自主減額を鑑みるのではなく、条例の本則の額をご意見いただきたいと思っております。

委員 7ページの資料6を見ますと、自主減額が常習化しているように思えます。これは、財政的に厳しいから減額をしているということでしょうか。

事務局 予算編成段階で、基金を取り崩さざるを得ない厳しい財政状況を鑑みまして、市長をはじめ特別職が自ら身を切って減額することが適当であるという考えから、自主的に減額を継続されているという状況です。財政の健全化の観点から、自ら減額をされているという状況でございます。

委員 資料13の兵庫県下29都市の状況について、検討中となっている団体の今後の改定予定などの情報は把握されていますか。

事務局 今後の見込みや方向性については、各市町、審議会のご意見に基づいてということになります。資料については、今年度に調査した結果であり、直近の情報でございます。方向性については、調査項目には入れておりませんし、回答も困難であると思っております。

委員 市長と副市長の自主減額のパーセンテージに差がありますが、それは自分自身で決められたのでしょうか。また、あと何年までとか、いつまで減額するのか決まっているのでしょうか。

事務局 7ページ資料6をお願いします。

減額については、議会で議決をいただかないと減額できません。令和5年度については、再選後、4月の臨時会で市長自ら、15%の減額を再度提案されたということです。そうした中で、副市長、教育長については、市長がこうしたいという意を汲んで、それぞれ5%の減額となっております。あくまでも市長が先陣を切って、自主的に他の2人より大きい率の減額をしているということです。

このような減額は、1年ごとの財政状況を見ながら対応していくのが、これまで、過去の特職も同様のやり方をしておりましたので、1年を区切った条例案を議会に提出する流れになっております。ですので、来年3月まで15%の減額ということになっているとご理解ください。

委員 自主減額が美化されているように感じるのですが、今までの減額は必要に迫られてしていると思いますが、なぜ減額しないといけないのか、その根本を考えないといけないのではないのでしょうか。

委員 15%の給料減額している理由など、なぜ減額しているのかという根本を詳しく説明いただかないと、審議しようがないと思います。

事務局 減額については、先ほど申し上げた通り、あくまで、条例本則の金額でご審議いただきたいと思います。

委員 物価高で生活が苦しい中、給料を上げるのは、市民感情的に良くないと思います。ただし、職務に対する報酬として適切な額があると思うので、皆さんの意見などを参考にして、自分の意見をまとめたいと考えています。

委員 最初のほうに、特別職の報酬が改定されても一般職員の給料に影響がないと説明があったが、もう一度説明していただけますか。

事務局 公務員については、民間企業という春闘、賃上げ交渉の権利がありませんので、一般職員については、人事院勧告に準拠しております。それと、この場でご審議いただく特別職の報酬は全くリンクしておりません。ただ、期末手当については、前回の答申で人事院勧告に準じることと結論いただいておりますので、期末手当は人事院勧告とリンクしております。

委員 県下29都市との比較で、人口10万人以下の他市の市長の給料は、おおむね80万円から90万円で推移しています。それと比較して、赤穂市は高くも低くもないと思います。他市の給料が上がっていれば別ですが、市長が自ら15%減額されている状況でもあるので、改定はしなくてもいいと思いますが、ほかの方の意見を聞いて考えたいと思います。

委員 零細企業の場合だと黒字になってこそ、給料やボーナスが上がると思います。大企業は赤字でも上がるのかもしれませんが、赤穂市を考えると、黒字なのか赤字なのかと考えると、赤字なのに給料やボーナスを上げてもいいのかなと思います。

事務局 予算編成段階では、財源不足で貯金を取り崩す予算編成としております。ここ数年の決算では、貯金を取り崩さずに賅えているという状況で、結果、黒字になっている状況です。

会長 インフラ設備等がありますので市役所は一般企業とは違いますよね。今日は、遠慮なく委員の方々ご意見いただきたいと思います。ほかにご意見等ありませんか。

委員 市長の給料が一般職員の平均値から見ると、約3倍弱になっておりま

す。私の感覚から言うと低いと思います。全市民の安全・安心と責任を背負っていることを考えれば給料額は決して高くないと思います。

また、議員報酬ですが、私は議員の報酬が高いとは思わないので、むしろもう少し上げて、その代わり議員定数を削減されたらと思うのですが、議員定数の話が曖昧なまま、報酬の改定の話をするのは判断に困るのかと思います。

委員

私は議員の報酬は安いと思います。地方ほど、立候補する人が少ない状況です。今の給料では議員に立候補する人は少ないと思います。他市を見れば、昔、合併してできた市の議員のほうが給料が安い傾向にあります。合併前の町会議員の給料の基準が低いため、合併後、市会議員となってもその金額が上がっていません。それにならって、他市の市会議員も給料を上げられないという状況があると考えております。また、議員は、健康保険、年金も自分で掛けないといけない、4年に1回選挙がある、退職金もないことを考えると、議長、副議長は据え置きだとしても、議員の報酬を上げてよいと思います。

委員

まず、選挙で選ばれた人の給料と一般職員とは分けて考えなければならぬと思います。減額についても、過去の市長から減額をされており、やらざるを得ない状況でされていることだと思いますし、赤穂市の財政も悪いといえは悪いのですが、市役所は民間企業のように営業をして利益を上げることが無理なので、報酬を考える上では、それも分けて考えないといけないと思います。その際に、民間がどうだとか考えると個人的な感情が入ってくると思いますので、基本的なベースは、他市町の特別職と比べて判断すべきだと思います。さらに、物価も上がる中で、減額するというのを前提として議論するのではなく、上げるのか踏みとどまるのかという議論があつて然るべきだと思います。

議員の報酬について、審議会の場においては、議員定数を減らすことを前提として議論すべきでないと思います。安すぎる報酬では、若い人は会社を辞めて議員になろうとは思わないです。退職金もないですし、選挙に落ちれば、生活ができないわけですね。議員になっても生活ができるという金額をベースに、若い人が立候補できるチャンスがあるということも加味しなければならないと思います。

市長においては休みがないということを前提に、今の報酬が高いか安いかを考えないといけないと思います。

会長

他に何かありませんか。なければ、資料につきましては、改めてご覧いただき、お気づきの点があれば次回にご質問等いただき、審議をさせてい

ただきたいと思います。

次に、今後の日程について、事務局の説明をお願いします。

事務局

配布しております審議会スケジュールをご覧ください。

答申をいただき、仮に額の改定を行うということになりますと、予算編成の日程上誠に勝手ではありますが、12月上旬ぐらいまでに答申をいただければありがたいと思っています。

従いまして、パブリックコメントの実施を前提に考えれば、8月に第2回目を開催して、そこでパブリックコメント案をご審議いただき、第3回目を11月頃に開催して、答申案を審議いただきたいと考えております。

なお、前回5年前の当審議会の開催日を参考として点線囲みで記載させていただきます。以上であります。

委員

次回開催時に、改定について事務局案は出るのでしょうか。

事務局

前回の審議会もそうですが、事務局案はございません。

委員

あくまで、我々で決めるということですね。

事務局

はい。

会長

前回、パブリックコメントを出して、どれくらいの意見が出たのですか。

事務局

前回は意見をいただいておりません。

あくまでも参考としてご説明いたしますが、前回の答申を受けて、平成26年4月1日に引き下げの改定がなされましたが、その時の経緯が、これまでは期末手当を減額しておりましたが、それを給与、報酬に変えようということ、それと、一般職の管理職の給与の削減額が1%以上あったのですが、それを加味して、特別職の報酬を一律1%の引き下げの答申がなされたということです。

また、昨年度、開催された他市の事例ですが、据え置きという結果が出されておりますが、コロナ渦であるということや、財政状況、一般職の部長級の給料の改定状況を勘案して、据え置きを決定されたというケースがございます。

8月10日前後に人事院勧告がでますので、その資料はまた、各委員にお配りしたいと思います。部長職の給料は、平成26年度からは若干引き上げられ、令和元年度以降は据え置きで変わっておりません。その引き上げ率の累計は0.39%です。今年度の人事院勧告の状況も参考にして、

ご意見いただければと思っております。

会長 日程は事務局説明のとおりですので、遅くとも12月上旬までには答申を出すようにしたいと思います。

 それでは、次回の開催日についてですが、事務局の考えはありますか。

事務局 会長がおっしゃっていただいたとおり実施したいと考えておりますので、次回はできれば、8月の末、8月31日でお願いできればと思っています。

会長 それでは、8月31日の提案がありましたが、よろしいでしょうか。それでは、よろしくお願いします。

事務局 後日、正式に開催通知は出させていただきます。
 また、次回までに追加資料のご要望がありましたらおっしゃっていただきたいと思っています。

会長 それでは、本日はここで会議を閉じさせていただきます。
 ご苦勞様でした。